

平成25年11月29日

東広島市長様  
(都市計画課)

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
環境保全課



(仮称) 広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書に対する知事意見について (通知)

このことについて、広島県環境影響評価に関する条例第10条第1項の規定により、  
別紙のとおり送付します。

## (仮称) 広島中央環境衛生組一般廃棄物処理施設整備事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 基本的事項

- (1) 造成計画及び施設計画については検討中であることから、今後の基本設計等の策定に際しては、環境負荷の低減の観点からも検討し、その概要及び経緯を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。また、基本設計等の策定や環境影響評価を行う過程において、新たに環境に影響を与えるような事実が判明した場合は、必要に応じ、環境影響評価項目の見直し等を行い、適切な調査・予測・評価を行うこと。
- (2) 工事工程において、環境影響が最大となる時期を明らかにすること。
- (3) 評価手法に記載している「環境影響の回避、低減」に対する事業者の考え方について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- (4) 供用後における当該施設に係る車両の搬出入計画（資材等の搬出入を含む。）、その他施設管理に関する管理基準及び管理方法について、環境影響評価準備書に記載すること。
- (5) 事後調査及び環境監視計画について検討し、環境影響評価準備書に記載すること。
- (6) 環境関係法令に係る手続きが必要となる場合は、遅滞なく届出を行うこと。
- (7) 不測の事態が生じた時には早急に対応し、関係機関に報告を行い、地域住民及び関係機関と連携をとっていくこと。
- (8) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画、環境調査等に関する情報を地域住民に分かりやすく具体的に記載すること。また、環境影響評価を実施するにあたり、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、広く意見を求めたうえで十分参酌すること。

### 2 個別的事項

#### (1) 大気環境

- 現行の施設の更新となる部分について、施設更新により排出負荷が低減されるのであれば、その旨を環境影響評価準備書に記載すること。
- 大気質及び悪臭の予測にあたっては、地形に基づく気象特性や発生源の影響を考慮した予測、評価を行うこと。
- ごみ焼却施設及びし尿処理施設を対象として、工事の実施における「切土工等及び施設等の設置等」において粉じん等を環境影響評価項目として選定すること。  
また、造成等、掘削工事を伴う作業を行うに当たっては、粉じん等が発生しないよう、対策について環境影響評価準備書に記載すること。

- 既存施設の臭気調査等の結果を活用し、事例の引用や解析その他適切な手法により定量的に予測、評価を行うこと。

## (2) 水環境

- 造成等、掘削工事を伴う作業を行うに当たっては、濁水が敷地外へ流出しないよう、対策について環境影響評価準備書に記載すること。
- 地下水については、工事の影響を把握できるよう適切な調査を行うこと。

## (3) 動物・植物・生態系

- 現地調査等に加えて、専門家の意見を求めるなど情報の収集に努め、対象事業に係る環境影響を可能な限り回避・低減するための配慮について、環境影響評価準備書に記載すること。

## (4) 景観

- 西国街道からの景観及び西国街道を含む景観について、調査地点を追加し環境影響の予測、評価を行うこと。

## (5) 人と自然とのふれあいの活動の場

- 西国街道の保全対策について環境影響評価準備書に記載すること。

## (6) 廃棄物

- 工事の実施に伴い発生する残土や廃棄物については、発生抑制、分別回収、再生利用を行い、最終処分量を削減する方法について、環境影響評価準備書に記載すること。  
また、各性状の把握を行い、処理方法や処分量について、環境影響評価準備書に記載すること。

## (7) 温室効果ガス等

- 二酸化炭素の排出削減については、事業者として実行可能な範囲で、削減する方法について、環境影響評価準備書に記載すること。

## (8) その他

- 生活環境に密接な関係がある当該施設において、地域に親しまれる施設として活用する計画があれば、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。